

岩手県民会館無料休憩スペース
木製家具製作業務

業務実施要領

令和 6 年 7 月
岩 手 県

岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務 実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名称
岩手県民会館無料休憩スペース木製家具製作業務
- (2) 業務目的
 - ア 岩手県産木材を利用した備品を整備し、来館者に県産木材の良さや利用の意義を感じてもらえる機会とするもの。
 - イ 県民が多く利用する岩手県民会館の無料休憩スペースに木製品を導入し、木製品で統一した空間とすることで、より快適な休憩スペースの環境を整備するもの。
- (3) 業務内容
上記目的を達成するため、以下の業務に関する企画立案から実施・制作・経費支出等までの一連業務。
 - ア 岩手県産木材を利用した椅子、テーブル及びパンフレットラックの製作及び設置
 - イ その他県産木材の利用促進に関し応募者が提案する内容（任意）
- (4) 業務場所
岩手県民会館（トーサイクラシックホール岩手）（盛岡市）
- (5) 事業主体
岩手県（担当課：文化スポーツ部文化振興課）
- (6) 委託先
企画コンペ実施要領に記載する応募資格を有する者
- (7) 委託期間
契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

2 委託料上限額

5,076,000円以内（税込）

3 契約方法

- (1) 契約方法
企画競争による随意契約
- (2) 契約根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない契約）
- (3) 随意契約理由
本業務の実施にあたり、事業効果を十分に確保するためには、予算の範囲内で最も普及啓発効果等の高い内容を提案する業者を選定し、契約することが適当と認められるため。

4 募集概要等

- (1) 募集方法
資料2「企画コンペ実施要領」のとおり
- (2) 募集期間
令和6年7月1日（月）から令和6年7月30日（火）午後5時まで
- (3) 審査・選考
別途設置する「企画提案選考委員会」において、別途定める審査要領に基づき審査、選考する。
- (4) 結果通知方法
応募者あて通知するとともに、県ホームページで公表する。